平成２５年（フ）第５８８０号
神奈川県川崎市宮前区野川3602―１　エコーハイツＣ―101
破産者　小野　正勝
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４２号
東京都台東区三筋１丁目13―12―502
破産者　鈴木美枝子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９５３号
東京都大田区東矢口３丁目15―26―203
破産者　鈴木　麻美
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９７９号
東京都東久留米市幸町１丁目19―５―502
破産者　家田　真吾
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１０号
東京都練馬区関町北４丁目28―10―102
破産者　中野　信介
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１１号
東京都目黒区碑文谷１丁目15―２　宇都宮方
破産者　那須　芳生
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１２号
東京都目黒区碑文谷１丁目15―２　宇都宮方
破産者　寺門とき子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０２８号
東京都江戸川区西篠崎２丁目18―12
破産者　森坂　兼治
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０６３号
東京都大田区北糀谷１丁目11―２
破産者　柏木　陽子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６９号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦１丁目10―７―204
破産者　牛腸　英二
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７０号
東京都小平市美園町１丁目６―１―707
破産者　野口　正嗣（旧姓越後谷）
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７２号
神奈川県横浜市青葉区荏田西１丁目12―12―305
破産者　横田　智美（旧姓山下）
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７３号
東京都葛飾区奥戸２丁目８―10―902
破産者　一松　結花
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１９６号
東京都板橋区東新町１丁目13―６―204
破産者　増田　信一
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２６３号
神奈川県川崎市麻生区栗木台１丁目５―12　第６鈴木ハイデンス102
破産者　大城　明子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２７１号
東京都八王子市椚田町507―２　クレストＢ―101
破産者　舟橋　祐子（旧姓清水）
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２７９号
東京都杉並区今川３丁目１―22―414
破産者　桑田　景子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７５号
東京都新宿区下落合３丁目21―５
破産者　丹羽　喜樹
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５号
栃木県宇都宮市若松原３丁目17番22号
破産者　平田　　昇
１　決定年月日　平成25年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６６号
栃木県宇都宮市若松原３丁目17番22号
破産者　平田　和子
１　決定年月日　平成25年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２３号
栃木県那須烏山市野上1173番地21
破産者　有限会社サトウ印刷所
１　決定年月日　平成25年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４６号
栃木県宇都宮市針ケ谷町451番地13
破産者　有限会社アイ．ディ．エイ．
１　決定年月日　平成25年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係